

高齢者施設整備に係る財政支援制度

1. 高齢者施設に対する施設整備費等の補助制度

現行の制度(～平成26年度)

介護基盤緊急整備等臨時特例基金
・介護基盤の緊急整備特別対策事業
・スプリングラー等整備特別対策事業
・認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業
・地域支え合い体制づくり事業対策事業《震災関係》
・介護基盤復興まちづくり整備事業《震災関係》
介護職員処遇改善等臨時特例基金
・施設開設準備経費助成特別対策事業
・定期借地権利用による整備促進特別対策事業
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金)
・都市型軽費老人ホーム整備事業
・施設内保育施設整備事業
・緊急シヨートステイの整備事業
・小規模な養護老人ホーム整備事業
・介護療養型医療施設等転換整備事業
・地域支え合いセンター整備事業
・市町村提案事業
地域介護・福祉空間整備推進交付金(ソフト交付金)
・定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業
・複合型サービス事業所等の設置による地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業
・都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業
・介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業
・訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業
・高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業
・「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業
・その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業

新たな制度(平成27年度～)

地域医療介護総合確保基金(介護施設等の整備に関する事業)
○介護保険事業計画に基づく介護サービス量の増を図るための整備等
・地域密着型サービス施設等の整備への助成(施設等の整備経費)
・介護施設の開設準備経費等への支援(施設等の開設準備経費、定期借地権設定のための一時金)
・特養多床室のプライバイシー保護のための改修等による介護サービス改善(施設等の改修経費)
介護基盤緊急整備等臨時特例基金
○震災関係事業について継続
・地域支え合い体制づくり事業対策事業
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金)
○先進的・モデル的な事業の推進
○防火安全設備の整備や防災改修
・地域支え合いセンター整備事業
・市町村提案事業
・既存介護施設等のスプリングラー等整備支援事業
・認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業
地域介護・福祉空間整備推進交付金(ソフト交付金)
○先進的・モデル的な事業の実施のために必要な設備等に要する経費
・高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業
・「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための地域における包括的なサービスを推進する事業
・その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業

地域医療介護総合確保基金を活用した介護施設等の整備

平成27年度予算(案)
公費で634億円

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

対象事業

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援を行う。
(対象施設) 地域密着型特別養護老人ホーム、小規模な老人保健施設・養護老人ホーム・ケアハウス、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、緊急ショートステイ等
※定員30人以上の広域型施設の整備費については、平成18年度より一般財源化され、各都道府県が支援を行っている。

2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費について支援を行う。
※定員30人以上の広域型施設を含む。
- 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- 土地の取得が困難な都市部等での施設整備を支援するため、定期借地権の設定のための一時金について支援を行う。
- 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備に対して支援を行う。

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- 特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を行う。
- 特別養護老人ホーム等のユニット化に係る改修費用について支援を行う。
- 介護療養型医療施設等の老人保健施設等への転換整備について支援を行う。

(参考) その他の高齢者向け施設等の整備助成

- ◆ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金)
 - ・ 既存介護施設におけるスプリングラウナー等の整備や耐震化改修を行い、介護施設等の防災対策を推進。《平成26年度補正予算》
※消防法施行令が改正され、原則として全ての介護施設等についてスプリングラウナーの設置が義務付け(H27.4施行、H30.3まで経過措置)
 - ・ 地域支え合いセンター整備など地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する先進的・モデル的な事業を推進。
- ◆ 地域介護・福祉空間整備推進交付金(ソフト交付金)
 - ・ 先進的・モデル的な事業の設備等に要する経費を支援。
- ◆ 介護基盤緊急整備等臨時特例基金 → 平成26年度末をもって震災対応分を除き終了
※「地域支え合い体制づくり事業(震災対応分)」、「被災地健康支援事業」について基金の延長・増強し、「復興まちづくり整備事業」は復興庁の事業として継続。

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）
 地域介護・福祉空間整備推進交付金（ソフト交付金）

平成27年度予算案 7.6億円
 2.0億円

1. 概要

○ハード交付金
 地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域支援
 合いセンターの整備など市町村における先進的な取組に必要な施設整備に要する経費等を助成。

○ソフト交付金

ハード交付金と相まって行う先進的・モデル事業の実施のため、特に必要と認められる場合、設備やシステム等
 に要する経費を助成。

2. 事業内容

○ハード交付金 (7.6億円)

- ・地域支援合いセンター整備事業
 高齢者の生きがい活動や地域貢献等を目的としたNPO法人等の活動拠点を整備する事業
- ・市町村提案事業 市町村から提案された全国的に見て先進的な事業
- ・既存介護施設等のスプリングラ－整備支援事業
- ・認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

○ソフト交付金 (2.0億円)

- ・高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業
- ・「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための地域における包括的なサービスを推進する事業
- ・その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業

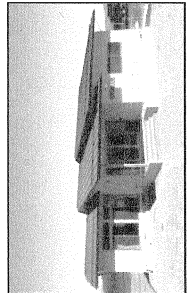
3. 助成単価

○ハード交付金

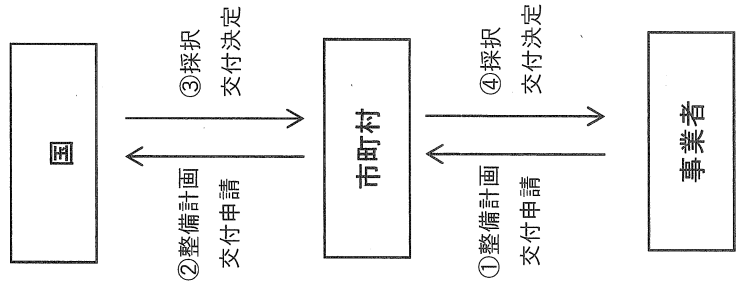
整備区分	単位	配分基礎単価
●地域支援合いセンター整備事業	施設数	(新設)30,000千円 (改修)6,500千円
●市町村提案事業	施設数	30,000千円
●既存介護施設等のスプリングラ－ 整備支援事業	m又は 施設数	○スプリングラ－設備 ・1,000m以上の場合 17,500円/m ・1,000m未満の場合 9,260円/m ・消火ポンプユニット等の設置 9,260円/m+2,320千円/施設 ○自動火災報知設備 1,030千円/施設 ○消防機関へ通報する火災報知設備 310千円/施設
●認知症高齢者グループホーム 等防災改修等支援事業	施設数	14,700千円以内/施設 又は 7,370千円以内/施設

○ソフト交付金

整備区分	単位	配分基礎単価
●高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業	施設数	3,000千円
●「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、 地域における包括的なサービスを推進する事業	施設数	3,000千円
●その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことがで きるよう支援する事業	施設数	3,000千円



4. 補助の流れ



○ 既存介護施設等のスプリンクラー整備支援等

平成26年度補正予算
51. 2億円 (ハード交付金)

1. 概要

地震や火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する介護関連施設の安全・安心を確保するため、スプリンクラー整備及び耐震化を推進する。

① 既存介護施設等のスプリンクラー整備支援事業(45.8億円)

消防法施行令が平成25年12月に改正され、認知症高齢者グループホームなど火災発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する介護関連施設のスプリンクラー設置が、平成27年4月から原則として全ての介護施設等に義務付けられたところ。(平成30年3月まで経過措置あり。)このため、現在、スプリンクラー設備等が未設置となっている施設等について、平成27年4月に向けて、スプリンクラー設備等の設置を計画的に行う。

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業(5.4億円)

地震発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する介護関連施設の安全・安心を確保するため、耐震化整備を促進する。

2. 事業内容・補助単価

① 既存介護施設等のスプリンクラー整備支援事業

施設種別	助成単価(案)
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所、老人短期入所施設等の宿泊を伴う事業	○スプリンクラー設備 ・1,000㎡以上の場合 17,500円/㎡ ・1,000㎡未満の場合 9,260円/㎡ ・1,000㎡未満で消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 9,260円/㎡+2,820千円/1施設 ○自動火災報知設備を整備する場合 1,030千円/1施設 ○消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合 310千円/1施設

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

施設種別	助成単価(案)
小規模特別養護老人ホーム、小規模ケアハウス、小規模介護老人保健施設	14,700千円以内/1施設
認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等	7,370千円以内/1施設

3. 補助の流れ

